



消費生活だより

令和7年1月号



こんにちは 岡山市消費生活センターです！
新年あけましておめでとうございます！今月は、店舗で購入した商品をクーリングオフで返品しようとしたところ、断られた事例について紹介します。店舗購入にクーリングオフは適用されないので注意しましょう。

【事例】

昨日、店舗で気に入った洋服があったので購入した。しかし、家に帰ってから、同じような洋服を持っていたことを思い出した。

未使用であり、値札もついたままなので、レシートを持参して翌日クーリングオフでの返品を店舗に申し出たところ、返品はできないと言われた。

❗返品不可



返品できない？ 店舗での購入に注意！

【ひとことアドバイス】

★クーリングオフは、訪問販売や電話勧誘販売など、消費者にとって不意打ち性のある契約をした場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

★店舗購入には、クーリングオフを適用することはできません。店舗によってはレシートの持参で返品に応じる場合もありますが、これはあくまでも店舗側のサービスなので注意しましょう。

★インターネット通販やテレビショッピングなどの通信販売についても、クーリングオフは適用できません。返品可否や条件は、特約があればそれに従うことになります。

★不安なことがあれば、早めにお住いの地域の消費生活センターへご相談ください。

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用 : ☎ (086) 803-1109

(消費者ホットライン188も可)

受付時間 : 月～金曜日 9時～16時

(祝日・年末年始除く)

対象者 : 岡山市民の方

(県外・市外の方はお住いの地域の消費生活相談窓口をお願いします。)

消費生活相談
フォームによる
ご相談は
こちらから→

